

役員に対する株式報酬制度に 関する税務上のポイント 平成29年度税制改正大綱を受けて

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

Contents

1. 役員報酬制度の変化と税制の整備
2. 役員報酬の種類と税務上の取扱い
3. 今後の対応

平成29年度税制改正大綱が公表され、役員給与に関する改正が注目を集めています。従来、役員に対して支給する報酬については厳しい損金算入要件が設けられており、実際、多くの企業で固定報酬を中心とした報酬制度が採用されてきたところです。近年のコーポレートガバナンスに対する取組みの中で新たな役員報酬のあり方が検討され、税制もこれに呼応して改正されています。本アラートでは、株式報酬を中心に、改正が見込まれる内容も踏まえて、税務上の取扱いをご紹介します。

1. 役員報酬制度の変化と税制の整備

(1) コーポレートガバナンスと役員報酬制度

2015年6月よりコーポレートガバナンス・コードの適用が開始され、企業の持続的な成長と中長期的な価値向上に向けた取り組みが進められているところですが、その基本原則4-2(取締役会の役割・責務(2))の中で、取締役会の重要な役割として、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備が掲げられ、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させてインセンティブ付けを行うべきとされています。さらに、補充原則4-2①では、経営陣の報酬について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきとされており、現金での固定的な報酬制度からの移行が提言されています。

さらに、2015年7月、『コーポレートガバナンス・システムの在り方に関する研究会』が新しい株式報酬の導入に向けた法的論点に関する解釈指針を公表し、取締役に対する報酬として自社株を交付することについての環境が整備されました。

(2) 役員給与に対する税制の整備

上記の流れを受け、平成28年度税制改正において、譲渡制限付株式を役員に対して交付する場合の費用について、条件付きで損金算入が認められることとなりました。役員に対して株式を交付するタイプの報酬について損金算入が認められたのは、画期的な前進であったものの、事前確定届出給与の枠内で整理されたものであり、一般的な自社株交付や中長期的な業績に連動することを想定したような多様な役員報酬制度に対応させるには、やや窮屈な側面がありました。

そこで、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入する流れに呼応して税制が見直され、平成29年度税制改正では、譲渡制限の付されていない株式を交付するタイプの報酬制度についても損金算入される役員給与に含まれることとなるのに加え、利益連動給与の算定基礎となる利益指標に株価や売上高も含まれるなど、損金算入可能な役員給与の範囲が拡大することになります。

2. 役員報酬の種類と税務上の取扱い

(1) 役員報酬に関する法人税法上の類型

法人税法においては、原則として、役員に対して支給する給与(役員給与)を損金の額に算入しないこととしています。これは、役員給与の支給について恣意性を排除することが適正な課税を実現する観点から不可欠であるという考え方に基づくものです。平成18年度税制改正において、①定期同額給与、②事前確定届出給与及び③利益連動給与の3類型に限り、一定の条件を充足することを要件に、損金の額に算入するという現在の体系が構築されました(法人税法第34条第1項)。

①	定期同額給与	1月以下の一定の期間ごとに同額を支給するもの
②	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、その内容について所轄税務署長に予め届出をするもの
③	利益連動給与	利益に関する指標を基礎として、確定額を上限として算定される給与で、株主総会の決議等を経て決定されるもの

(2) 主な役員報酬制度と法人税法上の整理

現行税制では、役員給与のうち、現金報酬、自社株報酬及びストックオプションを付与するものについて、次のように整理されます(定期同額給与については割愛しています)。

役員報酬制度		現行税制	平成29年度税制改正のポイント
金銭	業績連動	利益連動給与の条件を充足すれば損金算入可	算定指標の拡大(株価、売上高の追加)
	上記以外	損金算入不可 ただし、事前確定届出給与の要件を充足すれば損金算入可	改正なし
株式	譲渡制限付株式	特定譲渡制限付株式に該当すれば事前確定届出給与として損金算入可	利益その他の指標を基礎として譲渡制限を解除するものは事前確定届出給与から除外
	上記以外	損金算入不可	利益連動給与、事前確定届出給与に該当すれば損金算入可
ストックオプション		役員給与の損金不算入規定の対象外で、税制非適格ストックオプションであれば損金算入可	役員給与の損金不算入規定の対象とされ、利益連動給与、事前確定届出給与に該当しなければ損金算入不可

ここで注目すべきは、やはり、利益連動給与についての改正により損金算入が可能となる、株価に連動する役員報酬、役員に対して自社株式を交付する報酬でしょう。これまでは、株価は必ずしも会社の業績のみを反映するわけではなく、税法が想定している利益連動給与の算定指標としては適さないと解されていましたが、役員報酬として自社株式を交付すると、報酬額は株価に連動したものになる可能性は高く、株価が算定指標に含まれることになることは歓迎すべき改正であるといえます。

(3) 平成29年度税制改正後の株式報酬

役員に対して自社株式を交付するタイプの報酬制度としては、主に、パフォーマンスシェア(PS)と呼ばれる業績の達成度合いに応じて交付する株式数を決定するものと、リストラクテッドストック(RS)と呼ばれる譲渡制限が付された株式を交付し、一定の条件の下、譲渡制限を解除するものがあります。今回の税制改正では、いずれのタイプにも影響があるものと考えられます。

① PSと利益連動給与

PSは利益連動給与として損金算入することが可能となるものと考えられますが、そのためには、下記の要件を充足する必要があります(法人税法第34条第1項第3号)。

	現行税制における要件	平成29年度税制改正のポイント
1	同族会社に該当しないこと	非同族法人(親会社)との間に完全支配関係がある法人が支給する給与は対象に加えられます(決議、開示に関する要件は親会社側で充足することとされます)
2	業績執行役員のものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること	改正なし
3	算定方法が利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なものであり、かつ、下記の要件を満たすものであること (a)確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること (b)株主総会の決議による決定、報酬委員会による決定、その他これに準ずる適正な手続を経ていること (c)その内容が有価証券報告書等に記載され、開示されていること	算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標が加えられます(ただし、売上高の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限られます) また、将来の所定の時点もしくは期間の指標を用いることが認められることとなります (a)については、市場価格のある株式を交付する給与につき確定した数を限度とするものを対象に加えることとされます
4	利益の状況を示す指標が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること	改正なし
5	損金経理をしていること	上記3.の改正を受けて、所定の見直しを行うこととされています

算定指標が拡大することで、自社株報酬に対応することが可能となったほか、これまで認められていなかった売上高に連動する設計も可能となります。したがって、新たな役員報酬制度の導入を検討する際には、初期的な段階から税務上の取扱いについても考慮する重要性が増すものと考えられます。また、自社株報酬を利益連動給与として取扱う場合には、交付株数に上限を設ける必要がある点についても留意する必要があります。

② RSと事前確定届出給与

RSは、これまで特定譲渡制限付株式のみが損金算入の対象でしたが、今回の税制改正において、所定の時期に確定した数の株式を交付する給与が対象に加え

られることから、いわゆるRSU(リストラクテッドストックユニット)のような設計も可能となるものと考えられます。特定譲渡制限付株式以外の事前確定届出給与の損金算入要件は、以下のとおりです(法人税法第34条第1項第2号)。

	現行税制における要件	平成29年度税制改正のポイント
1	その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給すること	所定の時期に確定した数の株式を交付する給与も対象に加えられます また、役務の提供を受ける法人の発行済株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行した株式も対象となります
2	株主総会等の決議をした日から1月を経過する日までに所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること	改正なし

特定譲渡制限付株式は、上記2の届出を要さないこととされていますが、それ以外の株式について損金算入の対象とするためには、金銭の交付をする給与と同様に、事前に届出する必要がありますので、ご注意ください。

3. 今後の対応

今回の改正は、2017年4月1日以後(退職給与、譲渡制限付株式及びストックオプションに係る部分は同年10月1日以後)に支給又は交付に係る決議をする給与に適用されます。株式報酬や業績連動報酬を新たに導入する企業にとっては、新たな税制下で検討することになりますが、すでにこれらの制度を導入済の企業にとっては、自社の報酬制度に照らして損金算入の余地があるか積極的に検討する必要があります。

また、グローバルに展開する企業にとっては、海外子会社の役員、使用人も含めて、同一のインセンティブプランを採用するケースも多く、新たなプランの導入に際しては、日本の制度が海外でも適用可能か否かの法律面での検討に加えて、現地で給与課税されるタイミングや海外子会社における損金算入の可否など、税務面でも調査をする必要があります。人事異動により、海外子会社へ出向するケースもあり、出向中、帰任時の課税関係についても実務対応を要します。

外資系の企業にとっては、税法が会社法をベースに規定されていることから、損金算入が難しいのではという懸念もありますが、改正法令等を精査し、検討する余地はあろうかと思われます。

さらに、信託を利用した役員報酬制度も普及しているところですが、退職時に株式を交付する制度も含めて、新税制に照らして対応することが必要となると考えられます。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
平井 和美	パートナー	+81 3 3506 2647	kazumi.hirai@jp.ey.com
西川 真由美	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
矢嶋 学	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2609	manabu.yajima@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170117

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp